

第4号－2様式新旧対照表（寒川浄水場排水処理施設包括委託事業修正公表資料新旧対照表）

頁	対応箇所	新								旧									
		頁	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	(7) (1) など	① ② など	a b など	業務要求水準	確認 できる 様式	頁	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	(7) (1) など	① ② など	a b など	業務要求水準	確認 できる 様式
4	(2)	30	2	2-1	(2)	(ア)			台風等により原水濁度が上昇した場合やろ過障害を起こす生物が発生した場合などにおいても予め総合排泥池の貯泥率を低く保つなどの対応により、万全の受入体制をとること。		30	2	2-1	(1)	(ア)			台風等により原水濁度が上昇した場合やろ過障害を起こす生物が発生した場合などにおいても予め総合排泥池の貯泥率を低く保つなどの対応により、万全の受入体制をとること。	
5	(2)	30	2	2-1	(2)	(ア)			浄水発生土の受入に当たっては、浄水場と連絡を密にするとともに原水の水質を考慮した施設運営を行うこと。		30	2	2-1	(1)	(ア)			浄水発生土の受入に当たっては、浄水場と連絡を密にするとともに原水の水質を考慮した施設運営を行うこと。	
5	(2)	31	2	2-1	(2)	(イ)			薬品、その他添加物を使用せずに、受け入れた浄水発生土を処理し固形分（脱水ケーキ）と水分（上澄水）に分離すること。		30	2	2-1	(1)	(イ)			薬品、その他添加物を使用せずに、受け入れた浄水発生土を処理し固形分（脱水ケーキ） <u>┓</u> と水分（上澄水）に分離すること。	
5	(2)	31	2	2-1	(2)	(ウ)			排水処理の各工程から発生する分離水等の排水は、総合排泥池に移送し、その上澄水を全量浄水場に返送すること。この際、総合排泥池内の浄水発生土がキャリーオーバーすることがないよう汚泥界面管理には十分注意すること。		30	2	2-1	(1)	(ウ)			排水処理の各工程から発生する分離水等の排水は、総合排泥池に移送し、その上澄水を全量浄水場に返送すること。この際、総合排泥池内の浄水発生土がキャリーオーバーすることがないよう汚泥界面管理には十分注意すること。	
5	(2)	31	2	2-1	(2)	(ウ)			返送する上澄水の濁度は10度以下とすること。特に返送水中に懸濁物質、塩素消費物質（有機物質、還元性無機物質、アンモニア性窒素）、浄水発生土の腐敗等に起因する臭気物質が高濃度に含まれると、浄水場において薬品注入が追従できず処理に重大な支障を与えるため、適切な施設の運転により上澄水質を管理すること。		30	2	2-1	(1)	(ウ)			返送する上澄水の濁度は10度以下とすること。特に返送水中に懸濁物質、塩素消費物質（有機物質、還元性無機物質、アンモニア性窒素）、浄水発生土の腐敗等に起因する臭気物質が高濃度に含まれると、浄水場において薬品注入が追従できず処理に重大な支障を与えるため、適切な施設の運転により上澄水質を管理すること。	
5	(2)	31	2	2-1	(2)	(ウ)			返送水には、処理工程から発生する分離水等の排水以外の物質が混入しないようにすること。		30	2	2-1	(1)	(ウ)			返送水には、処理工程から発生する分離水等の排水以外の物質が混入しないようにすること。	
5	(2)	31	2	2-1	(2)	(エ)			事業者は、排水処理施設による脱水処理により発生する脱水ケーキについて、業務要求水準書に掲げる事項に留意し、全量を再生利用しなければならない。		30	2	2-1	(1)	(エ)			事業者は、排水処理施設による脱水処理により発生する脱水ケーキについて、業務要求水準書に掲げる事項に留意し、全量を再生利用しなければならない。	
5	(2)	31	2	2-1	(2)	(エ)	①		排水処理施設内に脱水ケーキが滞ることがないよう適正に搬出すること。		31	2	2-1	(1)	(エ)	①		排水処理施設内に脱水ケーキが滞ることがないよう適正に搬出すること。	
6	(2)	31	2	2-1	(2)	(エ)	②		脱水ケーキを製品の原材料等の有用物として利用すること。ただし、排水処理施設内において行える作業は乾燥、破碎、造粒等の工程までとし、他の原料との混合、袋詰めなどの加工はできないものとする。		31	2	2-1	(1)	(エ)	②		脱水ケーキを製品の原材料等の有用物として利用すること。ただし、排水処理施設内において行える作業は乾燥、破碎、造粒等の工程までとし、他の原料との混合、袋詰めなどの加工はできないものとする。	
6	(2)	31	2	2-1	(2)	(エ)	③		本事業で発生した脱水ケーキが再生利用先に搬入されたことを県企業庁が確認できるようにすること。		31	2	2-1	(1)	(エ)	③		本事業で発生した脱水ケーキが再生利用先に搬入されたことを県企業庁が確認できるようにすること。	
6	(2)	31	2	2-1	(2)	(エ)	③		産業廃棄物として搬出する場合は、事業者が排出者としてマニフェストを交付するとともに、マニフェストの回収及び照合を行い、適切に処分が完了したことを確認することとする。		31	2	2-1	(1)	(エ)	③		産業廃棄物として搬出する場合は、事業者が排出者としてマニフェストを交付するとともに、マニフェストの回収及び照合を行い、適切に処分が完了したことを確認することとする。	
6	(2)	32	2	2-1	(2)	(エ)	③		有価物として搬出する場合においては、マニフェストに準じた記載事項を備える受入証明書等により確認することとする。なお、脱水ケーキ量の確認は、乾燥重量に換算した数値で行うものとする。		31	2	2-1	(1)	(エ)	③		有価物として搬出する場合においては、マニフェストに準じた記載事項を備える受入証明書等により確認することとする。なお、脱水ケーキ量の確認は、乾燥重量に換算した数値で行うものとする。	
6	(2)	32	2	2-1	(2)	(エ)	④		脱水ケーキの保管及び運搬に当たっては、当該排水処理施設の内外を問わず飛散、脱落等がないよう、また保管場所以外に脱水ケーキが放置されることがないよう適正に管理すること。		31	2	2-1	(1)	(エ)	④		脱水ケーキの保管及び運搬に当たっては、当該排水処理施設の内外を問わず飛散、脱落等がないよう、また保管場所以外に脱水ケーキが放置されることがないよう適正に管理すること。	
7	(2)	32	2	2-1	(3)	(ア)			業務日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日並びに年末年始（12月29日から翌年の1月3日）を除く毎日とするが、事業者が業務上必要と認めた場合は、県企業庁と協議の上で変更することができるものとする。なお、県企業庁の指示により上記業務日を変更する場合もあるが、この場合、事業者は速やかに作業従事者の調整やその他の条件を整え、これに応ずるものとする。		31	2	2-1	(2)	(ア)			業務日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日並びに年末年始（12月29日から翌年の1月3日）を除く毎日とするが、事業者が業務上必要と認めた場合は、県企業庁と協議の上で変更することができるものとする。なお、県企業庁の指示により上記業務日を変更する場合もあるが、この場合、事業者は速やかに作業従事者の調整やその他の条件を整え、これに応ずるものとする。	
7	(2)	32	2	2-1	(3)	(イ)			業務時間は、業務日における8時30分から17時15分までを原則とする（休憩時間60分間を含む）が、事業者が業務上必要と認めた場合は、県企業庁と協議の上で変更することができるものとする。		31	2	2-1	(2)	(イ)			業務時間は、業務日における8時30分から17時15分までを原則とする（休憩時間60分間を含む）が、事業者が業務上必要と認めた場合は、県企業庁と協議の上で変更することができるものとする。	

第4号－2様式新旧対照表（寒川浄水場排水処理施設包括委託事業修正公表資料新旧対照表）

頁	対応箇所	新								旧									
		頁	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	(7) (1) など	① ② など	a b など	業務要求水準	確認 できる 様式	頁	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	(7) (1) など	① ② など	a b など	業務要求水準	確認 できる 様式
7	(2)	32	2	2-1	(4)	(ア)			故障等により、排水処理施設の全部又は一部の機能が停止した場合においても、早急に復旧できるようにすること。		32	2	2-1	(3)	(ア)			故障等により、排水処理施設の全部又は一部の機能が停止した場合においても、早急に復旧できるようにすること。	
7	(2)	32	2	2-1	(4)	(イ)			災害や事故が発生した場合においては、応急措置を講じ被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できるようにすること。		32	2	2-1	(3)	(イ)			災害や事故が発生した場合においては、応急措置を講じ被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できるようにすること。	
7	(2)	32	2	2-1	(4)	(ウ)			何らかの原因で排水処理施設が通常の機能を損ない、浄水発生土の受入、上澄水の返送等浄水場の運転に支障を来すおそれのある場合には速やかに浄水場へ連絡すること。		32	2	2-1	(3)	(ウ)			何らかの原因で排水処理施設が通常の機能を損ない、浄水発生土の受入、上澄水の返送等浄水場の運転に支障を来すおそれのある場合には速やかに浄水場へ連絡すること。	
7	(2)	32	2	2-1	(4)	(エ)			何らかの原因で浄水場が通常の機能を損ない、排水処理施設への送泥、上澄水の受入等が予定どおり行えなくなり、県企業庁が排水処理施設運転の停止を求めた場合、事業者は浄水場の復旧を最優先に考えこれに応じること。		32	2	2-1	(3)	(エ)			何らかの原因で浄水場が通常の機能を損ない、排水処理施設への送泥、上澄水の受入等が予定どおり行えなくなり、県企業庁が排水処理施設運転の停止を求めた場合、事業者は浄水場の復旧を最優先に考えこれに応じること。	
8	(2)	33	2	2-1	(5)	(ア)			施設の維持管理に当たっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づくこととし、周囲の生活環境を損ねることのないようにすること。		32	2	2-1	(4)	(ア)			施設の維持管理に当たっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づくこととし、周囲の生活環境を損ねることのないようにすること。	
8	(2)	33	2	2-1	(5)	(イ)			建設工事関係車両、脱水ケーキ搬出車両等の通行に当たっては、適切な交通安全対策を講じること。		32	2	2-1	(4)	(イ)			建設工事関係車両、脱水ケーキ搬出車両等の通行に当たっては、適切な交通安全対策を講じること。	
8	(2)	33	2	2-1	(5)	(ウ)			本事業の実施に当たっては、地球環境に配慮した事業の計画・実施に努めること。		32	2	2-1	(4)	(ウ)			本事業の実施に当たっては、地球環境に配慮した事業の計画・実施に努めること。	
8	(2)	33	2	2-1	(6)				事業者は、各種届出等に係る資料作成及び申請手続き等を事業者の責任及び費用において遅延なく行うこと。		32	2	2-1	(5)				事業者は、各種届出等に係る資料作成及び申請手続き等を事業者の責任及び費用において遅延なく行うこと。	
8	(2)	33	2	2-1	(7)				業務期間終了日までに脱水処理したケーキを全量再生利用先に搬入し、業務期間終了日翌日以降の運転が円滑に行えるような状態で後継者に対して適切に引継ぎを行うこと。		32	2	2-1	(6)				業務期間終了日までに脱水処理したケーキを全量再生利用先に搬入し、業務期間終了日翌日以降の運転が円滑に行えるような状態で後継者に対して適切に引継ぎを行うこと。	
10	(3)	34	2	2-2	(3)				廃棄物処理法及び労働安全衛生規則等に基づく維持管理業務に必要な資格等は次のとおりである。なお、その他の資格等が必要となる場合は、有資格者を配置する。 ・ 産業廃棄物処理責任者 ・ 産業廃棄物中間処理技術管理士 ・ 電気主任技術者（第三種） ・ 危険物取扱者（乙種第4類） ・ 酸素欠乏危険作業主任者 ・ 車両系建設機械運転技習修了者 ・ 乾燥設備作業主任者 ・ 玉掛け技能講習修了者 ・ クレーン運転士、 <u>床上操作式クレーン運転技能講習修了者、またはクレーン運転特別教育修了者（削除）</u> ・ 高所作業者特別教育修了者 ・ フォークリフト技能講習修了者 ・ 安全管理者(安全衛生推進者)		33	2	2-2	(3)				廃棄物処理法及び労働安全衛生規則等に基づく維持管理業務に必要な資格等は次のとおりである。なお、その他の資格等が必要となる場合は、有資格者を配置する。 ・ 産業廃棄物処理責任者 ・ 産業廃棄物中間処理技術管理士 ・ 電気主任技術者（第三種） ・ 危険物取扱者（乙種第4類） ・ 酸素欠乏危険作業主任者 ・ 車両系建設機械運転技習修了者 ・ 乾燥設備作業主任者 ・ 玉掛け技能講習修了者 ・ クレーン運転士 <u>・ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者</u> ・ 高所作業者特別教育修了者 ・ フォークリフト技能講習修了者 ・ 安全管理者(安全衛生推進者)	
10	(3)	34	2	2-2	(4)				事業者は、本事業の公共的使命を認識するとともに、作業に必要な契約の履行に従事する者を確保し、業務に支障をきたすことがないようにする。		33	2	2-2	(4)				事業者は、本事業の公共的使命を認識するとともに、作業に必要な契約の履行に従事する者を確保し、業務に支障をきたすことがないようにする。	
11	(4)	35	2	2-3	(2)				事業者は、事業期間全体を通した業務全体計画書を基に、各事業年度の業務全体計画書を対象業務ごとに作成すること。 事業者は、各事業年度の業務全体計画書の案を、当該事業年度の前年7月末までに県企業庁に提出するものとする。その後、当該事業年度が開始する30日前までに業務全体計画書の確定版を県企業庁に提出し、その承認を得ること。 各事業年度の業務全体計画書は、「業務全体計画書（全期間）」の項目に準じて作成すること。		34	2	2-3	(2)				事業者は、事業期間全体を通した業務全体計画書を基に、各事業年度の業務全体計画書を対象業務ごとに作成すること。 事業者は、各事業年度の業務全体計画書の案を、当該事業年度の前年7月末までに県企業庁に提出するものとする。その後、当該事業年度が開始する30日前までに業務全体計画書の確定版を県企業庁に提出し、その承認を得ること。 各事業年度の業務全体計画書は、「業務全体計画書（全期間）」の項目に準じて作成すること。	

第4号－2様式新旧対照表（寒川浄水場排水処理施設包括委託事業修正公表資料新旧対照表）

頁	対応箇所	新								旧									
		頁	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	(7) (1) など	① ② など	a b など	業務要求水準	確認 できる 様式	頁	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	(7) (1) など	① ② など	a b など	業務要求水準	確認 できる 様式
11	(4)	<u>35</u>	2	2-3	(3)				事業者は、業務の履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成するものとする。業務日報には脱水ケーキの再生利用状況を記載するとともに、これを証明するに足る書面を添付することとする。		<u>34</u>	2	2-3	(3)				事業者は、業務の履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成するものとする。業務日報には脱水ケーキの再生利用状況を記載するとともに、これを証明するに足る書面を添付することとする。	
11	(4)	<u>35</u>	2	2-3	(3)				事業者は、業務期間中は、毎月、業務にかかる月次業務報告書を作成し、翌月5 <u>営業日以内</u> に県企業庁に提出するものとする。		<u>34</u>	2	2-3	(3)				事業者は、業務期間中は、毎月、業務にかかる月次業務報告書を作成し、翌月 <u>の5日まで</u> に県企業庁に提出するものとする。	
11	(4)	(削除)									<u>35</u>	<u>2</u>	<u>2-3</u>	<u>(3)</u>				<u>事業者は、毎年度各四半期終了後14日以内に、当該四半期にかかる業務に関する四半期業務報告書を県企業庁に対して提出する。</u>	
12	(4)	35	2	2-3	(3)				業務日報、月次業務報告書及び年次業務報告書の提出に際しては、書面のほかに、県企業庁からの指定に応じて、電子データでの提出も行うこととする。		35	2	2-3	(3)				業務日報、月次業務報告書、 <u>四半期業務報告書</u> 及び年次業務報告書の提出に際しては、書面のほかに、県企業庁からの指定に応じて、電子データでの提出も行うこととする。	
12	(5)	<u>36</u>	2	2-4	(1)				設備等を適正に運転するため、常駐して以下の作業を実施する。 ・ 監視室における監視、操作、記録等の作業 ・ 現場（機側の操作盤等）における操作等の作業 ・ 管理日報の作成、計器類指示値の記録等の作業 ・ 監視室内の整理整頓、清掃等の作業		<u>35</u>	2	2-4	(1)				設備等を適正に運転するため、常駐して以下の作業を実施する。 ・ 監視室における監視、操作、記録等の作業 ・ 現場（機側の操作盤等）における操作等の作業 ・ 管理日報の作成、計器類指示値の記録等の作業 ・ 監視室内の整理整頓、清掃等の作業	
12	(5)	<u>36</u>	2	2-4	(2)				対象施設の正常な運転を確保するため、別紙2「保全管理業務における点検項目」の作業を実施する。		<u>35</u>	2	2-4	(2)				対象施設の正常な運転を確保するため、別紙2「保全管理業務における点検項目」の作業を実施する。	
14	(5)	<u>36, 37</u>	2	2-4	(2)	(エ)			機械・電気設備： （日常・定期点検） ・ 事業者は、運転状態の設備について、別に策定する保安規程に基づき、以下の作業を実施すること。 ・ 目視、触感、異音、異臭、確認、調整、実測及び記録等の作業 ・ 各施設の巡回点検 ・ 各設備の保全点検作業		<u>36</u>	2	2-4	(2)	(エ)			機械・電気設備： （日常・定期点検） ・ 事業者は、運転状態の設備について、別に策定する保安規程に基づき、以下の作業を実施すること。 ・ 目視、触感、異音、異臭、確認、調整、実測及び記録等の作業 ・ 各施設の巡回点検 ・ 各設備の保全点検作業	
14	(5)	<u>37</u>	2	2-4	(2)	(エ)			機械・電気設備： （臨時点検） ・ 事業者は、日常・定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等で、設備の異常（警報故障等）に対して状況を確認し対応を行うとともに、原因を特定し、県企業庁へ報告すること。		<u>36</u>	2	2-4	(2)	(エ)			機械・電気設備： （臨時点検） ・ 事業者は、日常・定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等で、設備の異常（警報故障等）に対して状況を確認し対応を行うとともに、原因を特定し、県企業庁へ報告すること。	
14	(5)	<u>37</u>	2	2-4	(3)				自家用電気工作物の「みなし設置者」として、 <u>電気主任技術者（第3種以上）を、</u> 電気事業法第 43 条第 1 項に基づき選任、 <u>または電気事業法施行規則第52条第 2 項に基づき外部委託</u> すること。		<u>36</u>	2	2-4	(3)				自家用電気工作物の「みなし設置者」として、電気事業法第 43 条第 1 項に基づき、 <u>電気主任技術者（第3種以上）を選任</u> すること。	
14	(5)	<u>37</u>	2	2-4	(3)				電気事業法第39条第 1 項（電気工作物の技術基準適合維持）の義務を果たすこと。		<u>36</u>	2	2-4	(3)				電気事業法第39条第 1 項（電気工作物の技術基準適合維持）の義務を果たすこと。	
14	(5)	<u>37</u>	2	2-4	(3)				自家用電気工作物保安規程に基づき、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保すること。		<u>36</u>	2	2-4	(3)				自家用電気工作物保安規程に基づき、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保すること。	
14	(5)	<u>37</u>	2	2-4	(3)				事業者は、自家用電気工作物保守業務として、以下の作業を実施すること。 ・ 自家用電気工作物の技術基準適合維持 ・ 保安規程の策定・届出 ・ 電気主任技術者の選任 ・ 報告徴収の対応 ・ 立入検査の対応 ・ 事故報告		<u>36</u>	2	2-4	(3)				事業者は、自家用電気工作物保守業務として、以下の作業を実施すること。 ・ 自家用電気工作物の技術基準適合維持 ・ 保安規程の策定・届出 ・ 電気主任技術者の選任 ・ 報告徴収の対応 ・ 立入検査の対応 ・ 事故報告	

第4号－2様式新旧対照表（寒川浄水場排水処理施設包括委託事業修正公表資料新旧対照表）

頁	対応箇所	新									旧								
		頁	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	(7) (1) など	① ② など	a b など	業務要求水準	確認 できる 様式	頁	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	(7) (1) など	① ② など	a b など	業務要求水準	確認 できる 様式
15	(7)	38	2	2-6	(1)				事業者は、別紙3-1「計画修繕一覧（監視制御設備を除く）」及び別紙3-2「監視制御設備計画修繕一覧」に従い予防保全として計画的に修繕を行うものとする。 ・ 事業者は、計画修繕の前に作業要領書を作成し、県企業庁の承諾を得た上で作業を行うこと。 ・ 事業者は、計画修繕の後に報告書を作成し、県企業庁に提出すること。		37	2	2-6	(1)				事業者は、別紙3「計画修繕一覧」に従い予防保全として計画的に修繕を行うものとする。 ・ 事業者は、計画修繕の前に作業要領書を作成し、県企業庁の承諾を得た上で作業を行うこと。 ・ 事業者は、計画修繕の後に報告書を作成し、県企業庁に提出すること。	
15	(7)	38	2	2-6	(2)				経常修繕は、本事業の施設の全てを対象とする。ただし、年度ごとの上限額は300万円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。 ・ 原則として、経常修繕は、県企業庁に報告し、承諾を得た上で作業を行うこと。なお、事業者による対応が難しい内容であっても県企業庁へ報告すること。 ・ 事業者は、経常修繕の後に報告書を作成し、県企業庁に提出すること。		38	2	2-6	(2)				経常修繕は、本事業の施設の全てを対象とする。ただし、年度ごとの上限額は300万円（消費税及び地方消費税を含まない）とし、上限額を超える経常修繕は県企業庁が実施する。 ・ 原則として、経常修繕は、県企業庁に報告し、承諾を得た上で作業を行うこと。なお、事業者による対応が難しい内容であっても県企業庁へ報告すること。 ・ 事業者は、経常修繕の後に報告書を作成し、県企業庁に提出すること。	
16	(11)	39	2	2-10					植栽が周辺道路の妨げにならぬよう、景観を損なわぬよう、計画的に剪定を行うこと。		38	2	2-10					植栽が周辺道路の妨げにならぬよう、景観を損なわぬよう、計画的に剪定を行うこと。	
16	(11)	39	2	2-10					日常点検時には植栽の生育状況も点検し、必要であれば散水を行い緑化率の確保に努めること。		38	2	2-10					日常点検時には植栽の生育状況も点検し、必要であれば散水を行い緑化率の確保に努めること。	
16	(12)	39	2	2-11					本事業の実施に当たっては、安全管理、事故防止に努めるため、必要な措置を講じること。		38	2	2-11					本事業の実施に当たっては、安全管理、事故防止に努めるため、必要な措置を講じること。	
16	(12)	39	2	2-11					事業地内に第三者が自由に立入ることがないように、出入口の施錠を確実に行うなど必要な対策をとること。		38	2	2-11					事業地内に第三者が自由に立入ることがないように、出入口の施錠を確実に行うなど必要な対策をとること。	
16	(12)	39	2	2-11	(1)				運転員勤務時： ・ 出入り口の電動式の扉は、ケーキ搬出等、車両の出入りの無い限り、これを閉鎖すること。 ・ カメラ（ITV）による出入り口の監視を行うこと。		38	2	2-11	(1)				運転員勤務時： ・ 出入り口の電動式の扉は、ケーキ搬出等、車両の出入りの無い限り、これを閉鎖すること。 ・ カメラ（ITV）による出入り口の監視を行うこと。	
17	(14)	40	2	2-13					事業者は、令和13年度から32年度までの20年間の排水処理施設に係る施設更新計画に関する提案を行うこと。		39	2	2-13					事業者は、令和13年度から32年度までの20年間の排水処理施設に係る施設更新計画に関する提案を行うこと。	
17	(14)	40	2	2-13					全体計画やこれまでの処理実績等を踏まえたうえで、乾燥設備の使用の適正化を図るなど、環境に配慮した方法を検討しつつ、適切な設備規模や施設整備の更新メニューを提案すること。		39	2	2-13					全体計画やこれまでの処理実績等を踏まえたうえで、乾燥設備の使用の適正化を図るなど、環境に配慮した方法を検討しつつ、適切な設備規模や施設整備の更新メニューを提案すること。	
18	(14)	40	2	2-13					施設更新計画案に係る事業費も提案すること。事業費の積算にあたっては、県企業庁の積算基準及び単価表に従うこと。なお、非公表となる単価・歩掛を使用する必要性が生じた場合については、仮値を設定し、仮値であることを摘要欄に明示のうえ積算したものを提出すること。また、県企業庁の積算基準に記載がないものについては、価格設定の根拠となる見積書等を添付すること。なお、提出物については、県企業庁が指定する形式（Microsoft Excel等）で納品すること。		39	2	2-13					施設更新計画案に係る事業費も提案すること。事業費の積算にあたっては、県企業庁の積算基準及び単価表に従うこと。なお、非公表となる単価・歩掛を使用する必要性が生じた場合については、仮値を設定し、仮値であることを摘要欄に明示のうえ積算したものを提出すること。また、県企業庁の積算基準に記載がないものについては、価格設定の根拠となる見積書等を添付すること。なお、提出物については、県企業庁が指定する形式（Microsoft Excel等）で納品すること。	
18	(14)	40	2	2-13					令和8年度に次期神奈川県営水道事業経営計画期間中のうち、本委託業務期間後となる3年間（令和13年度から15年度）の計画を、令和10年度中に残りの期間（令和16年度から32年度）の計画を提案すること。		39	2	2-13					令和8年度に次期神奈川県営水道事業経営計画期間中のうち、本委託業務期間後となる3年間（令和13年度から15年度）の計画を、令和10年度中に残りの期間（令和16年度から32年度）の計画を提案すること。	
18	(14)	40	2	2-13					適宜、県企業庁（県企業庁が委託する専門的な知見を持つ第三者を含む）と方針の摺合せを行うものとする。		39	2	2-13					適宜、県企業庁（県企業庁が委託する専門的な知見を持つ第三者を含む）と方針の摺合せを行うものとする。	
18	(15)	40	2	2-14					設備更新工事について、現場調整、設計、施工、 <u>工事監督</u> 、地元調整、現場管理、品質管理、工程管理、安全管理、出来高管理、 <u>完成検査</u> を実施すること。		39	2	2-14					設備更新工事について、現場調整、設計、施工、地元調整、現場管理、品質管理、工程管理、安全管理、出来高管理を実施すること。	